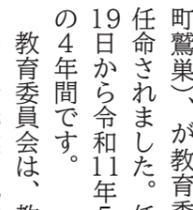


お知らせ

教育委員会委員を任命



市議会 3月定例会で同意を得て、五十嵐幸男氏を任命しました。任期は、5月19日から令和11年5月18日までの4年間です。



岩崎好宏氏(岩舟町驚巢)、が教育委員会委員に任命されました。任期は、5月19日から令和11年5月18日までの4年間です。

教育委員会は、教育長と6名の委員で構成され、学校教育や教育環境整備、生涯学習、文化の振興に関する事務等について審議します。

固定資産評価審査委員会委員を選任

市議会3月定例会で同意を得て、固定資産評価審査委員会委員に、諏訪 晃氏(片柳町)、高際悦子氏(大平町西野田)、松島 誠氏(都賀町家中)が再任され、綾部一成氏(藤岡町



蛭沼(新次)が新たに選任された。任期は、5月18日から令和10年5月17日までの3年間で



諏訪 晃氏は、固定資産評価審査委員会は、6名



高際悦子氏は、固定資産課税



綾部一成氏は、固定資産課税

台帳に登録された価格に関する不服の審査を行います。

人権擁護委員の表彰

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談、人権侵害による被害者の救済や、人権についての啓発活動を行っています。このたび、本市の人権擁護委員が表彰を受けました。

黒川弘昭氏

宇都宮地方務局長感謝状

矢口稔氏/藤野喜代子氏

栃木県人権擁護委員会会長表彰

荒木由和氏

都計画の構想の縦覧および公聴会

構想の名称
①小山栃木都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(小山栃木都市計画区域マスタープラン)(県決定)
②西方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(西方都市計画区域マスタープラン)(県決定)
③区域区分の変更(県決定)
④用途地域の変更(市決定)
⑤土地区画整理事業の決定(市決定)
⑥地区計画の変更(市決定)

構想の対象区域
①栃木市全域(西方地域を除く)
②西方地域全域
③④⑤栃木インター北地区(吹上町・野中町)、惣社東産業団地周辺地区(惣社町)
縦覧期間 7月15日(火)～29日(火)(土日祝を除く)

意見書申出書の提出方法
意見書を提出される方は、意見申出

書に意見の趣旨、理由および公述人となる意思の有無を明記して、縦覧期間内に問合先に持参または郵送してください

公聴会の日時・会場
日時 8月21日(木) 18時30分

場所 きららの杜とちぎ蔵の街楽習館(栃木市市民交流センター1/入舟町)

※公述を希望する方がいない場合、公聴会は開催しません。傍聴を希望される方は、開催の有無について、問合先にご確認ください。

栃木県都市政策課 ☎028-623-2465
栃木土木事務所企画調査課 ☎23-3593
栃木市都市計画課 ☎21-2431

はじまります！国勢調査
国勢調査は、日本に住んでいるすべての人および世帯を対象に5年ごとに行われる大規模な統計調査です。

調査結果は、衆議院小選挙区の決定・防災対策・地方交付税の配分など幅広く活用されています。皆様のご協力をお願いします。

基準日 10月1日現在
総合政策課 ☎21-2306

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料通知書の送付

今年度の各保険税(料)の通知書を次のとおり送付します。

納税(入)通知書
普通徴収(納付書・口座振替)で納める方に7月15日(火)に郵送します。第1期の納付期限は7月31日(木)です。7月以降に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入した方には、おむね翌月中旬に郵送します。

特別徴収開始通知書
特別徴収(年金からの差し引き)で納める方に8月22日(金)に郵送します。

国税務課 ☎21-2263

令和7年度国民年金保険料免除申請

令和7年7月から令和8年6月までの国民年金保険料の免除申請を、7月1日(火)から受け付けます。国民年金の第1号被保険者で、前年の所得が一定基準以下の場合、申請後に承認されると、保険料の全額・一部免除または納付猶予(50歳未満の方が対象)を受けることができます。(学生の方は、学生納

付特例制度の対象となります。退職(失業)した場合は、所得を審査対象から除外する「失業特例制度」が利用できます。※本人の所得のほか、世帯主(納付猶予は除く)、配偶者の所得も審査の対象です。

※令和6年度に全額免除・納付猶予が承認されている方で、継続希望により令和7年度が継続審査の対象となっている場合は、手続き不要です。
※退職(失業)により令和7年6月分以前の期間の免除を受けている場合は、改めて令和7年度分の申請をしてください。
申請に必要なもの
・申請される方の基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの(年金手帳、マイナンバーカード等)
・来庁される方の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
退職(失業)した場合
・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
代理人が手続きする場合
・委任状(様式自由)
申請窓口 栃木年金事務所(城内町1丁目)、保険年金課(市役所本庁舎2階)、各総合支所
地域づくり推進課

栃木年金事務所 ☎22-4131
保険年金課 ☎21-2134

国民健康保険 資格確認書・資格情報のお知らせ

現在お使いの国民健康保険証(兼高齢受給者証)は、7月31日(木)で有効期限を迎えます。8月1日(金)以降は、マイナ保険証を使って受診してください。負担割合や被保険者番号は、7月中に郵送する資格情報のお知らせでご確認ください。

マイナ保険証の登録がない方には、資格確認書を郵送しますので、医療機関に提示してください。6月11日(水)時点の情報で作成しておりますので、すでに市役所で喪失手続きが済みの方にも行き違いで届くことがあります。その際は、お手数ですが破棄していただきますようお願いいたします。

また、令和5年度までに課税された国保税に滞納がある世帯には、全額自己負担となる「特別療養」の資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送します。滞納が解消されましたら、通常の負担割合への切り替えを行いますので、保険税の領収書をお持ちのうえ、窓口までお越しください。

国民健康保険の加入・喪失は、マイナ保険証の方も市役所窓口での手続きが必要です。
※職場の健康保険に切り替わった場合は、必ず国民健康保険の喪失手続きをしてください。

国民健康保険の限度額適用認定等の更新のご案内

入院などで医療費が多くなる場合、病院に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、同じ診療月の1つの医療機関の窓口での支払が自己負担限度額までになります。なお、入院と外来受診は別計算です。
また「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた方は入院時食事代も減額になります。現在交付している認定証等は7月31日(木)で有効期限が切れます。
引き続き、認定証等が必要な方は7月24日(木)から申請の受付をしますので手続きをお願いします。なお、マイナ保険証をお持ちの方は、受診時にマイナ保険証を提示することで、医療費の請求額が自己負担限度額までとなりますので、申請手続きは不要です。

※世帯に未申告の方がいる場合、正しい区分の限度額適用認定証等を発行できないことがありますので、令和6年分の所得の申告をしてお手続きをお願いいたします。
手続きに必要なもの
国民健康保険資格確認書、7月31日有効期限を迎える限度額適用認定証等(お持ちの方)対象
・マイナ保険証をお持ちでない方
・マイナ保険証をお持ちの方で、住民税非課税世帯であり、90日を超える長期入院該当の方
「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・国民健康保険税に未納がない世帯の方
・70歳以上の方は課税所得が145万円以上690万円未満の方
「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・70歳未満の方は国民健康保険税に未納がなく、かつ住民税非課税世帯の方
・70歳以上の方は住民税非課税世帯の方
国民健康保険課 ☎21-2131

いたくら会計 板倉聡公認会計士・税理士事務所
板倉聡公認会計士事務所
板倉 聡
税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司
税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康
〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:itakura@ita-trust.jp

お風呂のリフォームは アフティ
新築住宅 リフォーム 介護改修 外壁塗装
お住いの事なら何でもご相談下さい! まずはお電話下さい! 見積り無料!!
夏がオススメです!
住所: 栃木市城内町2-48-4 電話: 0282-22-7207
FAX: 0282-22-7209
https://afty-tochigi.jp

